

議案第1号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月15日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正により、共同住宅に係る新たな申請区分の追加及び審査手続の合理化が行われることに伴い、関連する手数料を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(33)まで（略）	(略)	(略)
(34) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>ア（略）</p> <p>イ <u>省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</u>であって、<u>事前に住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)</u>による技術的審査を受けた証明がなされたものにあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア)及び(イ)（略）</p> <p>ウ <u>省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</u>であって、<u>事前に登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けたもの</u>にあつては、<u>次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</u></p>

		<p>(ア) <u>一戸建ての住宅 1件の申請につき18,000円</u></p> <p>(イ) <u>一戸建ての住宅以外の住宅 1件の申請(同一の住宅について同時に2以上の申請が行われる場合にあっては, 当該2以上の申請)につき, 当該住宅の総戸数が5戸以内のときは59,000円, 5戸を超え10戸以内のときは93,000円, 10戸を超え30戸以内のときは178,000円, 30戸を超え50戸以内のときは301,000円, 50戸を超え100戸以内のときは468,000円, 100戸を超え200戸以内のときは847,000円, 200戸を超え300戸以内のときは1,160,000円, 300戸を超えるとときは1,403,000円</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し, 又は改築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)であって, <u>事前に登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた証明がなされたもの</u>にあっては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額(ア)及び(イ) (略)</p> <p>カ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては, アからオまでに規定する額に, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額(ア)及び(イ) (略)</p>
(35) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条	長期優良住宅建築等計画変更認	ア 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合にあって

<p>第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>定申請手数料</p>	<p>は、前号アからオまでに規定する額に2分の1を乗じて得た額 イ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、アに規定する額に、前号カ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p>
<p>(36)から(95)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(96) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関であって建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施してい</p>

		るものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)から(エ)まで (略)イ及びウ (略)
(97)から(129)まで (略)	(略)	(略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(33)まで (略)	(略)	(略)
(34) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	ア (略) イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)であつて、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する確認書(以下この号において「確認書」という。)若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がなされたものにあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額(ア)及び(イ) (略) ウ (略)

		<p>エ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）であつて、<u>確認書又はその写しの添付</u>がなされたものにあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額(ア)及び(イ)（略）</p> <p>オ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、アからエまでに規定する額に、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額(ア)及び(イ)（略）</p>
(35) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>ア 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合にあつては、前号アからエまでに規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、アに規定する額に、前号オ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p>
(36)から(95)まで（略）	（略）	（略）
(96) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。</u>)で</p>

		<p>あつて建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p>
(97)から(129)まで (略)	(略)	(略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の別表第1第34号及び第35号に規定する長期優良住宅建築等計画の認定等の申請（住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）及び改正法第3条の規定による改正前の住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づき事前に同法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による技術的審査を受けた証明がなされ、又は事前に登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けて申請するものに限る。）に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第2号

令和3年度取手市一般会計補正予算（第17号）

令和3年度取手市一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128,165千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,268,206千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和4年2月15日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		10,289,586	60,292	10,349,878
	2 国庫補助金	4,477,300	60,292	4,537,592
16 県支出金		2,708,710	56,825	2,765,535
	2 県補助金	579,039	56,825	635,864
19 繰入金		1,472,792	11,034	1,483,826
	2 基金繰入金	1,370,178	11,034	1,381,212
21 諸収入		781,840	14	781,854
	6 雑収入	631,229	14	631,243
歳入合計		44,140,041	128,165	44,268,206

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,007,776	13,900	7,021,676
	1 総務管理費	6,165,744	13,900	6,179,644
3 民生費		18,602,988	100,785	18,703,773
	2 児童福祉費	7,567,648	100,785	7,668,433
6 商工費		500,571	1,414	501,985
	1 商工費	500,571	1,414	501,985
9 教育費		3,894,010	12,066	3,906,076
	2 小学校費	902,582	3,701	906,283
	3 中学校費	490,742	2,054	492,796
	5 社会教育費	1,030,293	6,311	1,036,604
歳出合計		44,140,041	128,165	44,268,206

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	テレワーク移住促進事業補助金	13,900
3 民生費	2 児童福祉費	ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金支給事業	1,607
		保育士等処遇改善事業	35,814
9 教育費	5 社会教育費	放課後児童支援員等処遇改善事業	5,211

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター業務委託	令和3年度から令和4年度まで	67,290
新型コロナウイルスワクチン接種 体制確保事業従事者派遣業務委託	令和3年度から令和4年度まで	29,860

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	10,289,586	60,292	10,349,878
16 県支出金	2,708,710	56,825	2,765,535
19 繰入金	1,472,792	11,034	1,483,826
21 諸収入	781,840	14	781,854
歳入合計	44,140,041	128,165	44,268,206

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	7,007,776	13,900	7,021,676	6,950			6,950
3 民生費	18,602,988	100,785	18,703,773	100,783		2	
6 商工費	500,571	1,414	501,985	1,060			354
9 教育費	3,894,010	12,066	3,906,076	8,324		12	3,730
歳出合計	44,140,041	128,165	44,268,206	117,117		14	11,034

2 歳 入
 (款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	495,349	9,827	505,176	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	9,827	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 9,827 増
2 民生費国庫補助金	3,017,115	45,018	3,062,133	2 児童福祉費補助金	45,018	・保育士等処遇改善臨時特例交付金 45,018
5 教育費国庫補助金	50,078	5,447	55,525	5 社会教育費補助金	5,447	・放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金 5,447
計	4,477,300	60,292	4,537,592			

(款) 16 県支出金 (項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	428,969	55,765	484,734	4 児童福祉費補助金	55,765	・ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金支給事業補助金 55,765
5 商工費県補助金	11,053	1,060	12,113	2 商工振興費補助金	1,060	・わくわく茨城生活実現事業補助金 1,060 増
計	579,039	56,825	635,864			

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	610,187	11,034	621,221	1 財政調整基金繰入金	11,034	・財政調整基金繰入金 11,034 増
計	1,370,178	11,034	1,381,212			

(款) 21 諸収入 (項) 6 雑入

5 雑 入	191,662	14	191,676	5 民 生 費 雑 入	2	・雇用保険料本人負担分 2 増
				11 教 育 費 雑 入	12	・雇用保険料本人負担分 12 増
計	631,229	14	631,243			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 児童福祉 総務費							
					4 手数料	91	通信運搬費 138
					12 委託料	275	手数料 91
					18 負担金, 補助及び 交付金	55,000	委託料 (275) ・給付金システム処理業務委託料 275
							負担金, 補助及び交付金 (55,000) ・ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金 55,000
3 児童 入所費	45,020 (2,427,100) (2,472,120)	45,018 国庫支出金		2 諸収入			
		45,018		2	1 報酬	479	22 民間保育園運営に要する経費 45,020 増
					4 共済費	5	
					8 旅費	16	報酬 (479) ・会計年度任用職員報酬 479
					1 費用弁 償	16	共済費 (5)
					18 負担金, 補助及び 交付金	44,520	雇用保険料 5 旅費 (16) 費用弁償 16
							負担金, 補助及び交付金 (44,520 増) ・保育士等処遇改善事業補助金 44,520
項計	100,785 (7,567,648) (7,668,433)	100,783		2			
款計	100,785 (18,602,988) (18,703,773)	100,783		2			

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
2 商工 振興費	1,414 (274,032) (275,446)	1,060 県支出金 1,060			354 354	10 需用費	14	32 わくわく取手生活実現事業に要する経費	1,414 増
						1 消耗品費	14	需用費	(14 増)
						18 負担金, 補助及び交付金	1,400	消耗品費	14 増
								負担金, 補助及び交付金	(1,400 増)
								・わくわく取手生活実現事業補助金	1,400 増
項計	1,414 (500,571) (501,985)	1,060			354				
款計	1,414 (500,571) (501,985)	1,060			354				

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

2 教育 振興費	3,701 (147,174) (150,875)	1,850 国庫支出金 444			1,851 444	17 備品購入費	888	22 小学校コンピュータ整備に要する経費	888 増
						19 扶助費	2,813	備品購入費	(888 増)
								・デジタルテレビ	264 増
								・タブレット端末充電保管庫	624
		1,406			1,407			23 要保護・準要保護児童就学奨励費	2,813 増
		1,406			1,407			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	2,813 増

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
2 教育 振興費							扶助費 (2,813 増) ・ 要保護及び準要保護児童就学援助費 2,813	
項 計	3,701 (902,582) (906,283)	1,850			1,851			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

2 教育 振興費	2,054 (121,881) (123,935)	1,027 国庫支出金			1,027			
		1,027			1,027	19 扶助費	2,054	23 要保護・準要保護生徒就学奨励費 2,054 増
		1,027			1,027			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 2,054 増
								扶助費 (2,054 増) ・ 要保護及び準要保護生徒就学援助費 2,054
項 計	2,054 (490,742) (492,796)	1,027			1,027			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	6,311 (677,163) (683,474)	5,447 国庫支出金		12 諸収入	852			
		5,447		12	852	1 報酬	4,218	38 放課後児童対策事業に要する経費 6,311 増
						4 共済費	139	報酬 (4,218 増) ・ 放課後児童支援員報酬 4,218 増

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費						18 負担金, 補助及び 交付金	1,954	共済費 (139 増) 雇用保険料 38 増 厚生年金保険料 60 増 子ども・子育て拠出金 3 増 健康保険料負担金 38 増 負担金, 補助及び交付金 (1,954) ・放課後児童支援員等処遇改善事業補助金 1,954
項計	6,311 (1,030,293) (1,036,604)	5,447		12	852			
款計	12,066 (3,894,010) (3,906,076)	8,324		12	3,730			
歳出合計	128,165 (44,140,041) (44,268,206)	117,117		14	11,034			

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(922) 732	893,420	2,878,978	2,629,952	6,402,350	1,079,261	7,481,611	
補 正 後	(923) 732	898,117	2,878,978	2,630,128	6,407,223	1,079,405	7,486,628	
比 較	(1)	4,697		176	4,873	144	5,017	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	240,142	38,400
	補 正 後	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	240,318	38,400
	比 較						176	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	743,214	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	補 正 後	743,214	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	比 較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(94) 732		2,878,978	2,596,438	5,475,416	993,701	6,469,117	
補 正 後	(94) 732		2,878,978	2,596,614	5,475,592	993,701	6,469,293	
比 較				176	176		176	

※ () 内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	240,142	38,400
	補 正 後	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	240,318	38,400
	比 較						176	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	709,700	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	補 正 後	709,700	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(828)	893,420		33,514	926,934	85,560	1,012,494	
補 正 後	(829)	898,117		33,514	931,631	85,704	1,017,335	
比 較	(1)	4,697			4,697	144	4,841	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	33,514						
	補 正 後	33,514						
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	176	制度改正に伴う増減分	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	176	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和3年度追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込み）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター業務委託	67,290			3-4	67,290	67,290			
新型コロナウイルスワクチン接種 体制確保事業従事者派遣業務委託	29,860			3-4	29,860	29,860			

承認第1号

令和3年度取手市一般会計補正予算（第16号）の専決処分の承認について

令和3年度取手市一般会計補正予算（第16号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月15日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第2号

専 決 処 分 書

令和3年度取手市一般会計補正予算（第16号）について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年1月28日

取手市長 藤 井 信 吾

令和3年度取手市一般会計補正予算（第16号）

令和3年度取手市一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,140,041千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		721,146	300,000	1,021,146
	1 寄附金	721,146	300,000	1,021,146
19 繰入金		1,322,792	150,000	1,472,792
	2 基金繰入金	1,220,178	150,000	1,370,178
歳入合計		43,690,041	450,000	44,140,041

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,557,776	450,000	7,007,776
	1 総務管理費	5,715,744	450,000	6,165,744
歳出合計		43,690,041	450,000	44,140,041

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 寄附金	721,146	300,000	1,021,146
19 繰入金	1,322,792	150,000	1,472,792
歳入合計	43,690,041	450,000	44,140,041

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	6,557,776	450,000	7,007,776			450,000	
歳出合計	43,690,041	450,000	44,140,041			450,000	

2 歳 入
 (款) 18 寄附金 (項) 1 寄附金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 総 務 費 寄 附 金	700,100	300,000	1,000,100	1 総 務 費 寄 附 金	300,000	・ふるさと取手応援基金寄附金 300,000 増
計	721,146	300,000	1,021,146			

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

6 ふるさと取手応援基金繰入金	472,217	150,000	622,217	1 ふるさと取手応援基金繰入金	150,000	・ふるさと取手応援基金繰入金 150,000 増
計	1,220,178	150,000	1,370,178			

承認第2号

令和3年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について

令和3年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月15日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第3号

専決処分書

令和3年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年1月28日

取手市長 藤井信吾

令和3年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,987,038千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 車 券 発 売 収 入		1,500,000	300,000	1,800,000
	1 車 券 発 売 収 入	1,500,000	300,000	1,800,000
歳 入 合 計		1,687,038	300,000	1,987,038

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競 輪 事 業 費		1,672,693	300,000	1,972,693
	2 事 業 費	1,661,161	300,000	1,961,161
歳 出 合 計		1,687,038	300,000	1,987,038

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 車 券 発 売 収 入	1,500,000	300,000	1,800,000
歳 入 合 計	1,687,038	300,000	1,987,038

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 競 輪 事 業 費	1,672,693	300,000	1,972,693			300,000	
歳 出 合 計	1,687,038	300,000	1,987,038			300,000	

2 歳 入

(款) 2 車券発売収入

(項) 1 車券発売収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 車 券 発 売 収 入	1,500,000	300,000	1,800,000	1 車 券 発 売 収 入	300,000	・ 通常開催車券発売収入 300,000 増
計	1,500,000	300,000	1,800,000			

3 歳 出

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 競 輪 開 催 費	300,000 (1,661,161) (1,961,161)			300,000 諸収入				
				300,000	12 委 託 料	62,322	75 通常競輪事業に要する経費 300,000 増	
					18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	12,678	委託料 (62,322 増) ・ 場外車券発売開催委託料 60,096 増 ・ 競輪業務実施委託料 2,226 増	
					22 償 還 金 , 利 子 及 び 割 引 料	225,000	負担金, 補助及び交付金 (12,678 増) ・ 全国競輪施行者協議会分担金 5,778 増 ・ J K A 交付金 6,900 増 償還金, 利子及び割引料 (225,000 増) ・ 的中車券払戻金 225,000 増	
項 計	300,000 (1,661,161) (1,961,161)			300,000				
款 計	300,000 (1,672,693) (1,972,693)			300,000				
歳出合計	300,000 (1,687,038) (1,987,038)			300,000				